

会計事務所がこっそり教える 税金マル得情報

2023年5月号

「給与が103万円や130万円の壁を超えると損をするのか？」

1. 103万円に壁はあるのか

給与には、その収入金額に応じた経費として、給与所得控除額が認められています。このとき、給与の収入金額が162.5万円までは、給与所得控除額は最大で55万円まで控除できるのです。これ以外に、本人の合計所得金額が2,400万円以下であれば、48万円の基礎控除という所得控除が認められています。給与所得控除額の55万円と基礎控除の48万円を合算した金額が103万円となります。つまり、103万円を超えると、所得税がかかる可能性があるのです。ただし、絶対ではありません。というのも、基礎控除以外の所得控除があるからです。

例えば、生命保険料を支払っていれば、生命保険料控除、IDECOに加入していれば、小規模企業共済等掛金控除が認められ、給与が103万円を超えていても所得税はかかりません。

2. 扶養控除と配偶者控除について

それでも新聞では、働く人には「103万円の壁」があると報道されています。これは、給与が103万円を超えると、扶養している側である親の所得税が増えてしまうことを意味しているのです。

まず、年齢が16歳以上の配偶者以外の親族の合計所得金額が48万円以下(給与のみであれば103万円以下)であれば、親の扶養控除の対象となります。扶養控除の金額は、下記の表のとおりです。

年齢	控除額
19歳以上 23歳未満	63万円
上記以外	38万円

もし、親の扶養控除の対象となっていた子供が稼ぐアルバイトの給与が年間103万円であったとしても、例えば、生命保険の満期保険金を受け取り、それが支払った保険料よりも高ければ所得が合算されて合計所得金額が48万円超となり、扶養控除の対象外になってしまうのです。

次に、配偶者がいる場合で、妻の合計所得金額が48万円以下(給与のみであれば103万円以下)なら

ば、配偶者控除の対象となります。ただし、夫の合計所得金額によって、配偶者控除の金額は下記の表(妻の年齢が70歳未満を前提)のとおり変動します。そして、夫の合計所得金額が1,000万円超となると、そもそも配偶者控除の適用はなく、妻の給与が103万円超となっても損はしません。

夫の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1千万以下
控除額	38万円	26万円	13万円

さらに、妻の給与が103万円を超えたとしても、配偶者特別控除の対象となります。配偶者特別控除では、妻の給与が103万円を超えて150万円までは、配偶者控除と同額の控除額が認められているのです。

つまり、配偶者である妻の給与が103万円を超えたとしても、150万円までは夫の所得税が増えることはないのです。

3. 社会保険料の扶養の条件とは

所得税のことばかりではなく、社会保険料についても扶養の範囲を知っておく必要があります。社会保険については、親(夫)が加入している健康保険組合によってもルールが変わってきます。それでも、協会けんぽでは、親の扶養に入る条件として「対象者となる親族の年間収入が130万円未満(60歳以上であれば180万円未満)であり、かつ親の年間収入の2分の1未満である場合」とされています。もし、妻や子供がこの条件を満たせば、自分の給与から社会保険料を支払う必要はなくなるのです。このとき、生命保険の満期保険金のような一時的な収入があったとしても130万円の判定には含めないとされています。

また、従業員数が101人以上の会社で働いている場合には一定の要件を満たすと給与が106万円以上で社会保険の扶養から外れることになります。

このことは働く側だけではなく、従業員を雇用する会社側も、給与の壁があることを知っておく必要があります。